

書店等との連携による読書のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 書店等との連携による読書のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、滋賀県が、滋賀ならではの「こども としょかん」（子どもたちにとって本に親しむ環境）の創出のため、書店や「読書のまちづくり」に資する団体等による地域の図書館、学校、企業等と連携する新たな仕組みの構築や今後につながる取組を支援することで、読書人口の拡大に寄与するとともに、書店での購買意欲の醸成につなげることを目的とする。

(補助対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす書店や「読書のまちづくり」に資する団体等とする。ただし、事業の一部を委託する場合は、委託の範囲を明らかにするとともに、事業実施に当たっては、書店や「読書のまちづくり」に資する団体等が主体となって確実に管理するものとする。

- (1) 滋賀県内に所在または活動の拠点を有すること
- (2) 意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査することができる会計経理体制が明確にされていること
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (5) 滋賀県財務規則(昭和39年滋賀県規則第2号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、1団体等当たり1件とし、年度内を通じて行う一連の事業を対象とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 書店や読書のまちづくりに資する団体等と、地域の図書館、学校、企業等が連携した取組であること
- (2) 滋賀県内で行われる事業であること
- (3) 広く一般に開かれた事業であること
- (4) 中小企業の活性化に資する事業であること
- (5) 主に「こども としょかん」の対象者（0才から18才まで）に対する取組であること
- (6) 県内において、読書人口や本に親しむ機会の増加に資する取組であること
- (7) 交付決定の日から翌年2月28日までに実施する事業であること

3 次の事業は補助金の補助対象事業としない。

- (1) 滋賀県外で行われるもの
- (2) 専ら営利を目的とするもの
- (3) 慈善事業への寄付行為を主目的としたもの
- (4) 特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの

(5) 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの
(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書(様式第1号)に、事業計画書(別紙1)、収支予算書(別紙2-1、別紙2-2)、役員名簿、誓約書を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした帳簿を備え付けるとともに、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業者が第1号から第4号までの条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 3 号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日または 3 月 1 日のいずれか早い日までに実績報告書に係る書類（事業報告書（別紙 3）、収支決算書（別紙 4-1）、事業実績が分かる資料・写真、アンケート（別紙 5）の集計）を添えて知事に提出しなければならない。

2 第 6 条第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第 11 条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。この場合、補助事業者は、交付請求書（概算払）（様式第 4 号）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別紙 4-2）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 13 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付申請、第 10 条の規定に基づく実績報告、第 11 条の規定に基づく交付請求または第 12 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項の規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）

第 14 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、第 6 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第 9 条の規定による補助金の変更申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 10 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

〈補助率〉 定額
 〈補助限度額〉 1事業あたりの上限 500,000 円

〈補助対象経費〉

区分	費用	経費の説明	具体例
報償費	諸謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼	講演会での講師に対する謝礼
旅費	旅費交通費	移動、宿泊に要する経費	イベント会場下見のために要した電車賃
需用費	食糧費	会議等で提供するお茶代等に限る	講演会登壇者のお茶代
	消耗品費	事務用品、材料、資材等の購入費(電子機器、電気機器を除く)	文房具、ワークショップの材料費
役務費	印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費	同左
	保険料	活動のための保険料	同左
	広告宣伝費	取組周知のための広告費	フリーペーパーへの広告掲載費
	通信運搬費	郵送料、物品等の運搬費等	商品発送にかかる費用
	賃金	助成対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限る	事業実施のため短期的に雇用したアルバイトに対する賃金
使用料および賃貸料	使用料・賃貸料	会場、設備使用料、機材リース料等	イベント会場レンタル料、パソコン、コピー機等のリース代
委託料	委託費	専門家や専門業者などへ委託するための費用	同左